

日本の発達障害教育の 経緯と現状

通常の学級での教育を視点として
～国立全南大学校大学院 特別講義～

社会福祉法人明日佳
社会福祉法人長沼陽風会
顧問 鈴木重男

I 説明

- 1 経緯
- 2 現状

- ① 特別支援教育の現状
- ② 小中学校、高等学校の在籍者数
- ③ 定義と障害特性
- ④ 就学に係る制度

II グループ協議:韓国との比較等

- ① 具体的な指導内容
- ② 合理的配慮

III 説明

- 3 特別支援教育の不易な視点

IV 質疑応答

I 説明

1 経緯

1 経緯 ～発達障害教育の起点～

文部省（現在は、文部科学省）は、1990年、障害の種類・程度によってはいわゆる「固定式」の特殊学級ではなく、各教科等の指導の大半を通常の学級で受けつつ、心身の障害の状態等に応じた特別の指導を特殊学級等で受けるという形態での教育が行われる例が見られることから、教育課程上の位置付けや、対象となる児童生徒の障害の種類・程度、指導内容・方法を明確にし、学級編制上の基準を設けるとして、「通級学級に関する調査研究協力者会議」を設置。

この調査研究協力者会議で学習障害等の発達障害教育が論じられたことが、日本での制度的取り扱いの起点として挙げられる。

年代	発達障害に係る文部省・文部科学省の動向
1990年	文部省「通級学級に関する調査研究協力者会議」設置
1992年	<u>「通級による指導に関する充実方策について」⁽¹⁾報告</u> 文部省「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」設置
1999年	<u>「学習障害児に対する指導について」⁽²⁾報告</u>
2000年	文部省「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」設置
2001年	<u>「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～」⁽³⁾報告</u> 文部科学省「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」設置
2002年	文部科学省、小・中学校に学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症が約6.3%
2003年	<u>「今後の特別支援教育の在り方について」⁽⁴⁾報告</u>

2004年	<u>文部科学省「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」⁽⁵⁾ 提言</u> <u>文部科学省「中央教育審議会初等中等教育分科会」特別支援教育特別委員会を設置</u>
2005年	<u>発達障害者支援法（4月1日施行）</u> <u>中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」⁽⁶⁾ 答申</u>
2007年	<u>発達障害を含めて、障害児を幼稚園、小学校、中学校及び高等学校で教育する特別支援教育が制度化</u>
2008年	<u>拡大教科書及び音声教科書の作成を可能にする教科書発行者へのデータ提出が努力義務化</u>
2009年	<u>特別支援学校学習指導要領が改訂され、全ての幼児児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成が義務化</u> <u>文部科学省「高等学校における特別支援教育の推進について（高等学校ワーキング・グループ報告）」⁽⁷⁾ 報告</u>

2012年	<u>中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」⁽⁸⁾報告</u> <u>文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」⁽⁹⁾小・中学校の6.5%に発達障害</u>
2013年	<u>文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」⁽¹⁰⁾で発達障害児の就学指導と具体的な指導内容を明示</u>
2014年	<u>日本は、障害者権利条約を批准</u>
2015年	<u>「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進等」通知</u>
2016年	<u>障害者差別解消法が施行</u>

I 説明

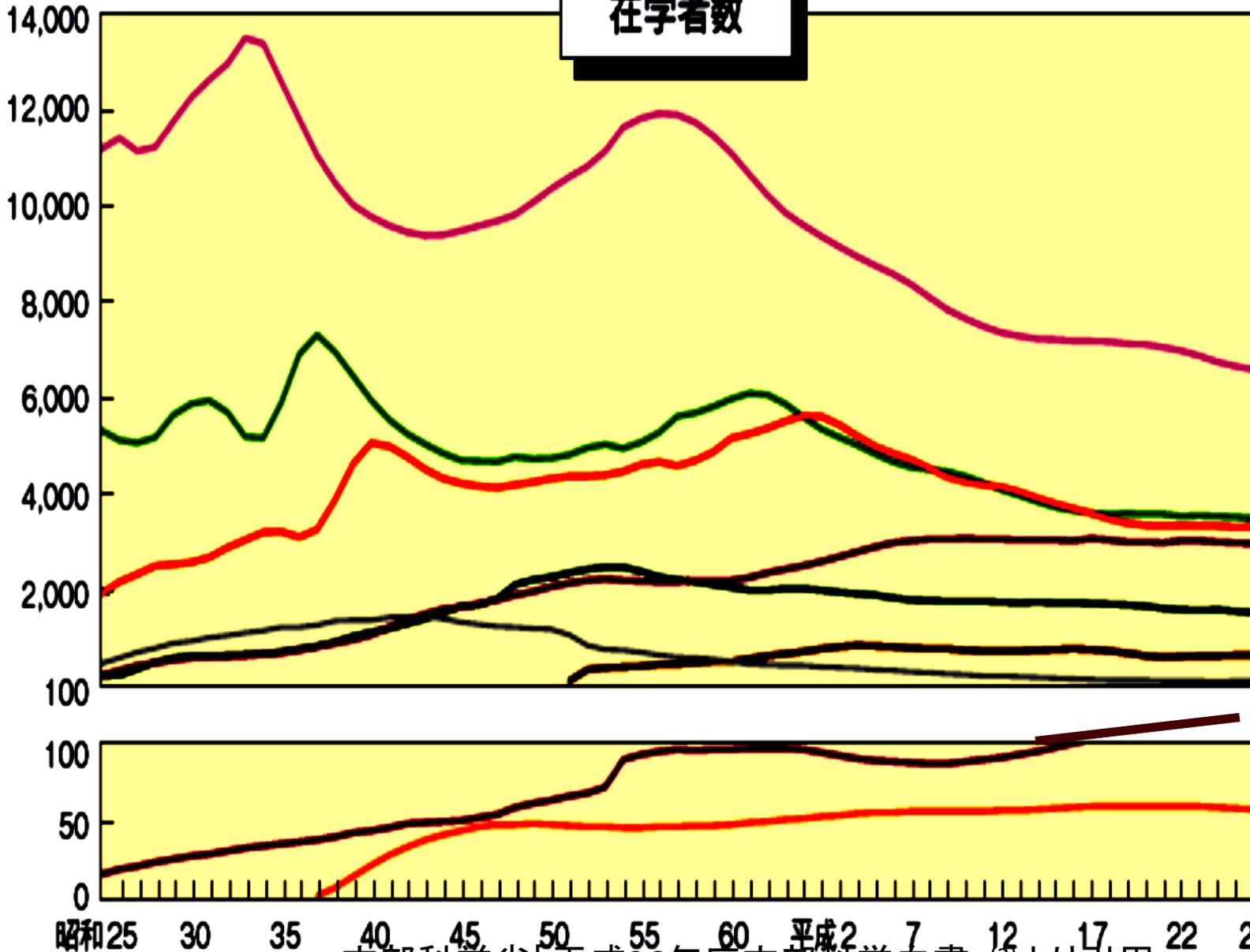
2 現状

- ①特別支援教育の現状
- ②小中学校、高等学校の在籍者数
- ③定義と障害特性
- ④就学に係る制度

2 現状 ①特別支援教育の現状

(単位：十人)

在学者数



文部科学省「平成26年度文部科学白書」⁽²⁾より引用

特別な支援を必要とする児童生徒の増加

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.67%
(約6万9千人)

減少傾向

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

1.84%
(約18万7千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害 (LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

H16年比で2.3倍

0.82%
(約8万4千人)

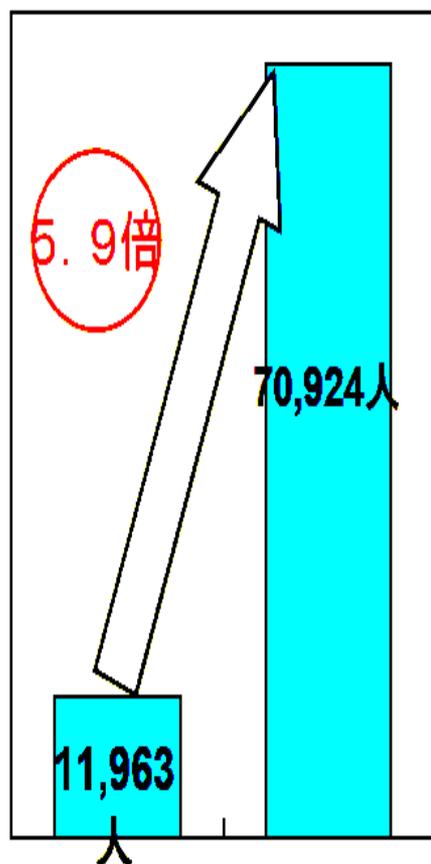
3.33%
(約34万人)

増加傾向

発達障害 (LD・ADHD・高機能自閉症等) の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率*

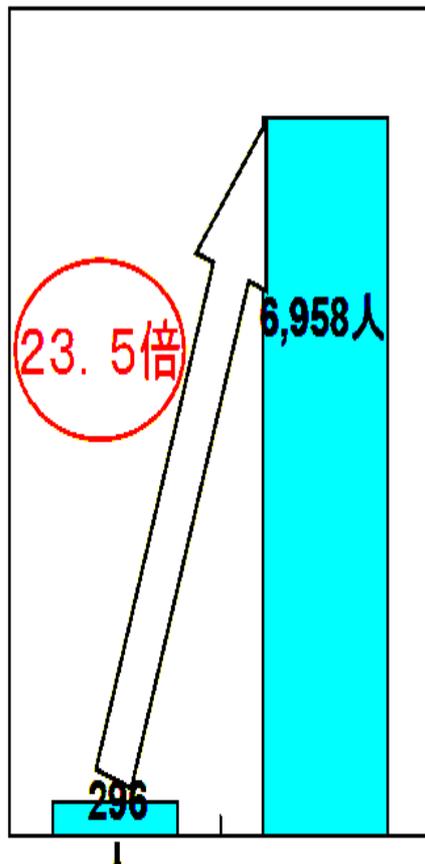
通級による指導を受けている児童生徒数

小学校



1993年 2013年

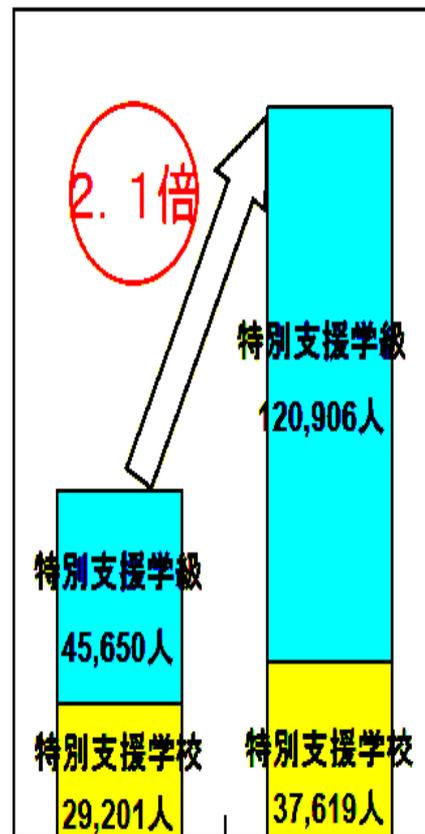
中学校



1993年 2013年

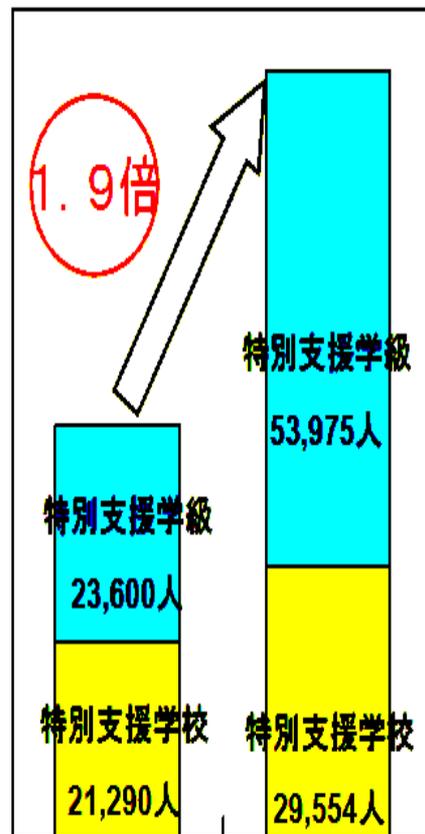
特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)

小学校・小学部



1993年 2013年

中学校・中学部

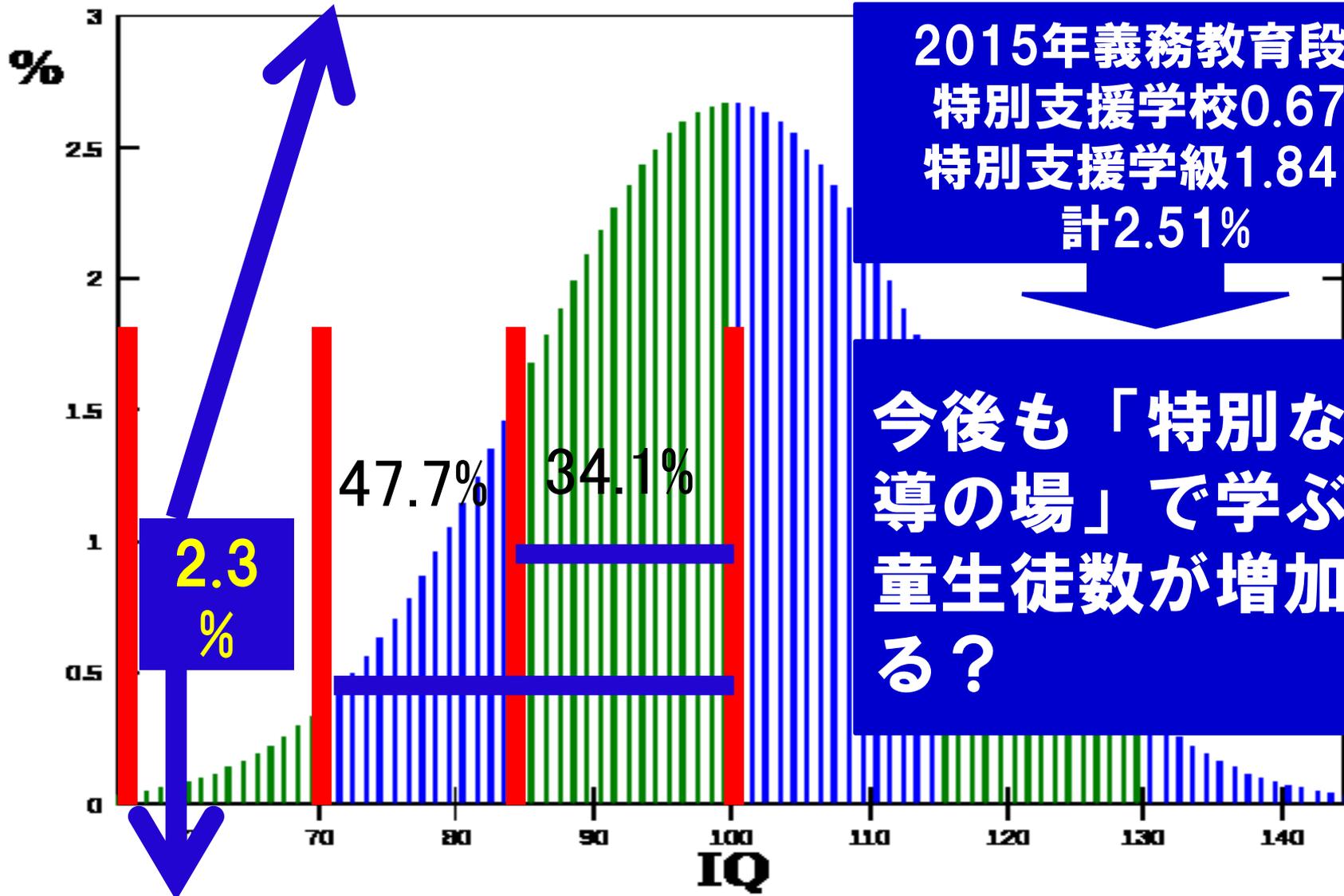


1993年 2013年

特別支援学校、特別支援学級、 通級による指導の対象児が増加

- ①保護者は、障害児は恥ずかしいものではないとの「障害児」観の下、障害の状況に応じた教育を求めるようになった。
- ②保護者は、いじめや不登校を回避するため、少人数で手厚い教育をする特別支援教育の場を求めるようになった。
- ③保護者は、地域の保健医療の早期発見・支援のかかわり、個別の教育支援計画・指導計画など、きめ細かな対応で、その必要性を理解すると共に効果を理解してきた。
- ④保護者は、保護者の高齢後の自立を念頭に、施設設備や専門的な指導、卒業後の支援体制が整備された特別支援学校高等部を就学の場として求めるようになった。
- ⑤通学費、給食費、学習費、学用品費等、特別支援教育就学奨励費の仕組みが、保護者に理解されるようになった。

IQ70以下:知的機能に遅れ



障害の状況に応じた適正な就学

②小中学校、高等学校の在籍者数

学習面又は行動面で著しい困難 6.5%

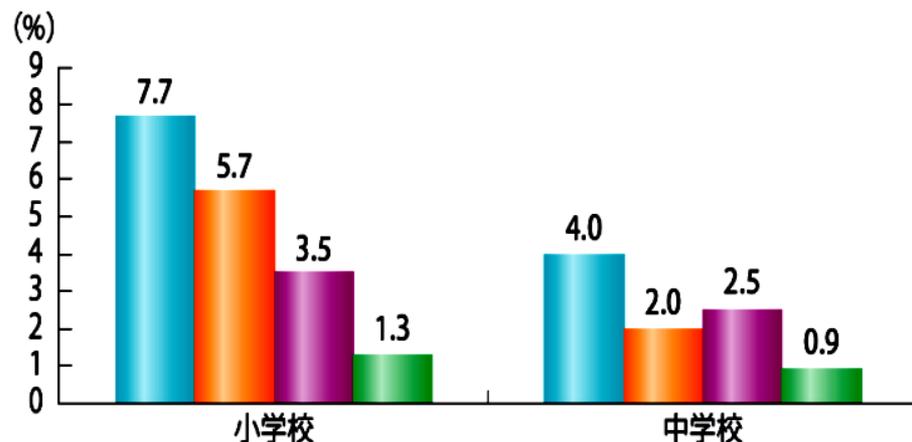
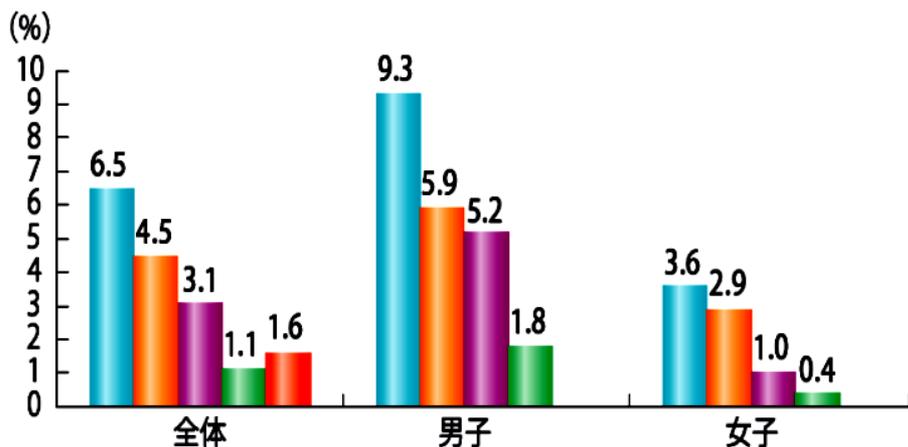
学習面で著しい困難 4.5%

「不注意」又は「多動性－衝動性」の行動面の著しい困難 3.1%

「対人関係やこだわり等」の行動面の著しい困難 1.1%

(1)全体と男女別

(2)小中学校別



- 学習面・行動面のいずれかまたは両方で著しい困難
- 学習面で著しい困難
- 行動面(不注意または多動性・衝動性)で著しい困難
- 行動面(対人関係やこだわりなど)で著しい困難
- 学習面・行動面ともに著しい困難

文部科学省、2012年12月、通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査

②高等学校の在籍者数

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は、約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は、約2.2%であった。

高等学校の課程別	全日制	定時制	通信制
進学者中、発達障害等困難のある生徒の割合	1.8%	14.1%	15.7%

文部科学省 平成21年8月27日

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ「高等学校における特別支援教育の推進について高等学校ワーキング・グループ報告」より引用

③ 定義と障害特性

高機能自閉症の定義

High-Functioning Autism

(2003年平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

学習障害の定義

Learning Disabilities

(1999年平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥多動性障害の定義

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder

(2003年平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

それぞれの障害の特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしてられない）
- 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※このほか、トゥレット症候群や吃音（症）なども発達障害に含まれます。

④就学に係る制度

区分	特別支援学校	特別支援学級 2013年 平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育長通知	通級による指導 2013年 平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育長通知
----	--------	---	--

自閉症・情緒障害



自閉症・情緒障害者
1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

情緒障害者
主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

自閉症者
自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

区分	特別支援学校	特別支援学級 2013年 平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育長通知	通級による指導 2013年 平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育長通知
----	--------	---	--

学習障害	✓	✓	<p>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
注意欠陥多動性障害	✓	✓	<p>年齢又は発達に釣り合いのない注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>

II グループ協議:韓国との比較等 配布資料をグループ協議

- ①4グループの構成
- ②5分間程度、各自熟読
- ③15分間程度、韓国と日本の視点・内容の差異、留意等をグループ検討、整理
- ④各グループ報告各各5分程度

II グループ協議
韓国との比較等
4グループの構成

学習
障害

- ①個別熟読
5分間程度
- ②グループ協議
15分間程度

発達障
害児へ
の合理
的配慮

韓国と
日本の
比較

高機能
自閉症

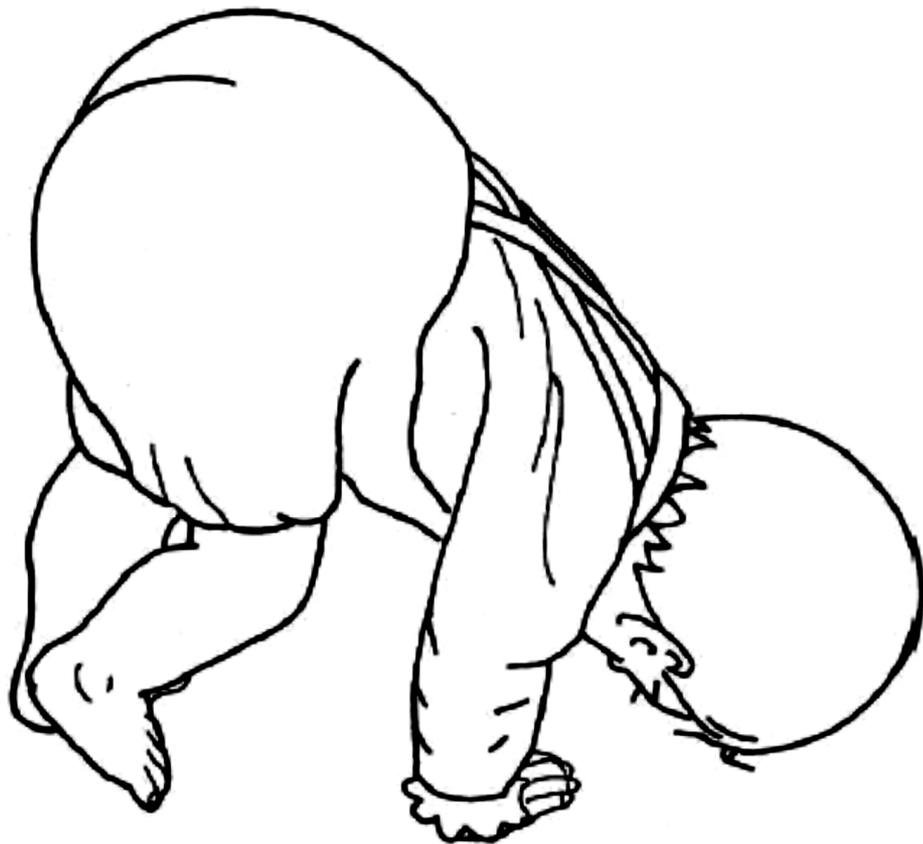
注意欠
陥多動
性障害

4グループ
報告
各5分間程度

III 説明

3 特別支援教育の不易な視点

3 特別支援教育の不易な視点



8 그 후
その後

1 실태 파악

実態把握

2 지능의 정도

知能の程度

2 양손으로 돌보는 보행

両手で世話する歩行

3 앞에서 말을 거는 보행

前ではなしかける歩行

4 계단 보행

階段歩行

5 앞에서 부르는 보행

前で呼ぶ歩行

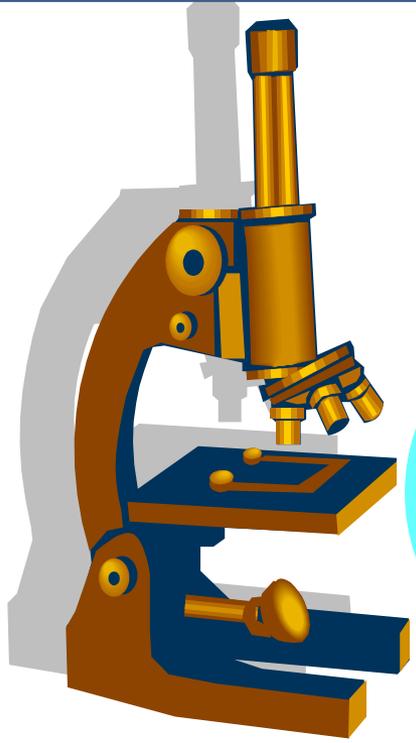
6 또, 머리로 걷는 아이가

また、頭で歩く子が

7 지능의 정도

知能の程度

교사의 인간성
教師の人間性



어린이가 할 수 있는 일을
열심히 찾을 수 있게 되면,
인정하고 칭찬한다
子どものできることを
一生懸命、探す、できたら、認め、
誉める

할 수 있는 일을,
더욱 더 할 수 있도록
활용하고, 넓히고,
깊게 한다
できることを、
さらに、できるように
活用し、広げ、深める

가정과
함께
家庭と
共に

가장 좋은 교사는 어린이와 함께 웃는다.
가장 나쁜 교사는 어린이를 비웃는다.
最も良い教師は、子どもと共に笑う
最も悪い教師は、子どもを笑う

교육 내용:동일성
教育内容：同一性

학생지도적 내용은、top down 에서
生徒指導的内容は、トップダウンで

학습 지도적 내용은、bottom up에서
学習指導的内容は、ボトムアップで

장애의
유무를
초월한
변하지
않는 내용
障がいの
有無を超え
た不易内容

교육 방법:개별성
教育方法：個別性

아는 기쁨으로、자기긍정감을
分かる喜びで、自己肯定感を

확실한 누적으로、성장의 증거를
確かな累積で、成長の証を

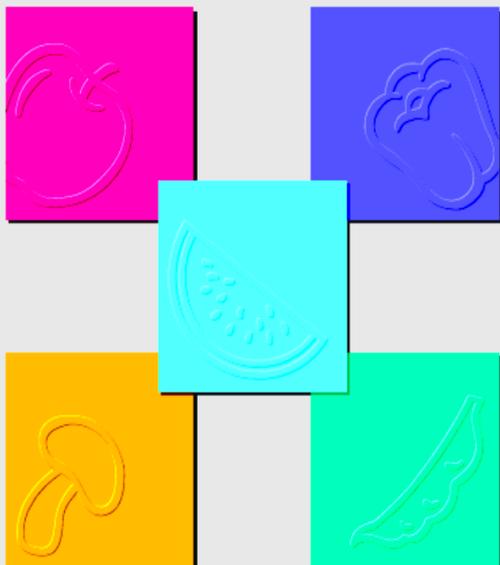
장애의
상황을
근거로 한
개별방법
障がいの状
況を踏まえ
た個別方法

PEARLS OF WISDOM

How we should care for LD,ADHD,HFA

～特殊教育のノウハウの活用～

提供資料データ1



北海道立特殊教育センター

「特殊教育における専門性」の中から各障害ごとの実践知、技術知を結びつけることにより、発達障害児の教育的ニーズに応じた効果的な指導内容・方法を提供することができると考え、本誌をとりまとめました。

児童生徒一人一人の状態を適切に把握した上で、それぞれの特徴、課題に応じた支援や適切な指導内容を工夫することにより、LD等の児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるものと考えております。

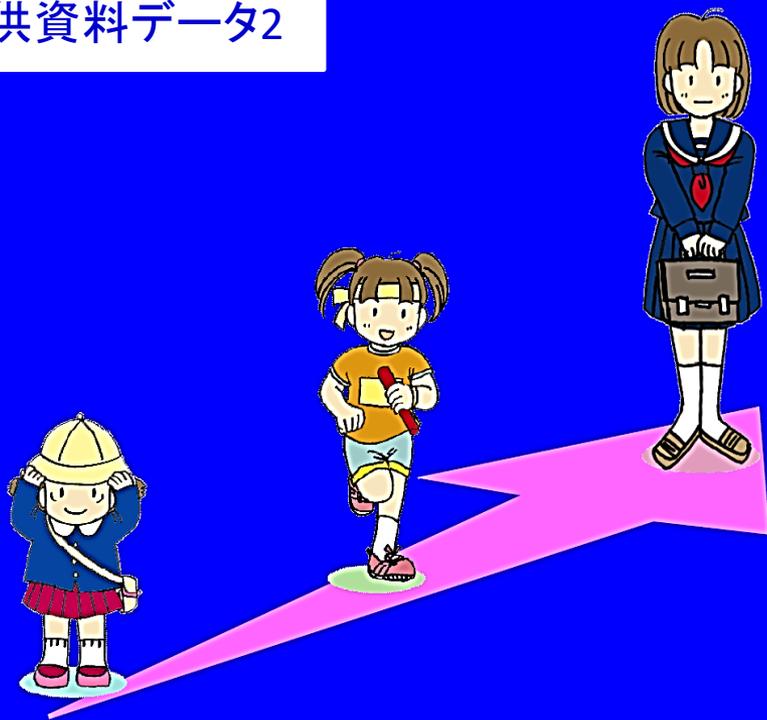
2004年3月

北海道立特殊教育センター所長
鈴木重男

北海道の特別支援教育コーディネーター・学級担任必読

ここがポイント 北海道の特別支援教育

提供資料データ2



北海道学校教育研究会

本冊子は、道内の各小・中学校等における特別支援教育がスムーズに実施されることを願って、通常の学級担任や特別支援教育コーディネーターの先生方の特別支援教育についての理解を深めることを目的として、特別支援教育の動向や学校における取組事例等を盛り込み、特別支援教育についての具体的推進を図るためにまとめたものです。

各学校においては、本冊子を指導や研修などに活用していただき、今後の特別支援教育やLD、ADHD、高機能自閉症等についての理解・啓発が図られるとともに、障害に対する理解・認識が一層推進され、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて、確かな一歩を踏み出して頂ければ幸いです。

2006年 北海道学校教育研究会
代表 鈴木重男

IV 質疑応答

ご指導頂きました
趙 洪仲教授
金 日明教授
に感謝申し上げます。